

平成 22 年 12 月 7 日

資料 1

個人所得課税

(所 得 稅)

給与所得控除の見直し

【趣旨】

- 格差是正、所得再分配機能回復の観点や、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと等を踏まえ、一定額を上回る給与所得者について、過大となっている控除を適正化。
あわせて、一般の給与所得者が特定支出控除を選択し易くするよう見直し。

<平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言（民主党税制改正 P T）>

所得に応じて青天井に増加していく仕組みとなっているが、担税力や所得再分配機能などの観点から、一定所得を上限に青天井を見直すべきである。水準については、負担増となる所得層の理解を得ることが大切であり、特に一般のサラリーマン層が負担増とならないよう留意すべきである。

給与所得控除は、サラリーマンの諸経費の概算控除、給与所得の担税力が低いことに対する配慮という二つの性格を持つものとされてきた。

上記見直しを行うにあたっては、特定支出控除について、例えば新聞購読費、交際費、被服費などに対象範囲を拡大することなどにより、給与所得者にとって使いやすい制度にあらためるべきである。

なお、給与に関し裁量権のある役員については、経営に関しリスクを負っていることには留意しつつも、一般のサラリーマンとは異なる控除制度を導入すべきである。

1. 上限設定（案）

- 給与所得者の平均給与や平均役員報酬を参考とし、一定の給与水準以上で控除額が増加しないよう、給与所得控除に上限を設定。

	控除上限額	上限額となる給与水準	考え方	影響のある人数
案 1	230 万円	1,200 万円	資本金 1 億円以上の株式会社の平均役員報酬 1,206 万円程度の水準。 (給与所得者全体の平均給与 430 万円の 3 倍程度)	120 万人程度 (2.9%)
案 2	245 万円	1,500 万円	資本金 1 億円以上の株式会社の平均役員報酬 1,206 万円を相当に上回る水準。 (資本金 1~10 億円以上の株式会社の平均給与 461~605 万円の 3 倍程度)	50 万人程度 (1.2%)
案 3	260 万円	1,800 万円	資本金 10 億円以上の株式会社の平均役員報酬 1,655 万円を超える水準。 (資本金 10 億円以上の株式会社の平均給与 605 万円の 3 倍程度)	30 万人程度 (0.7%)

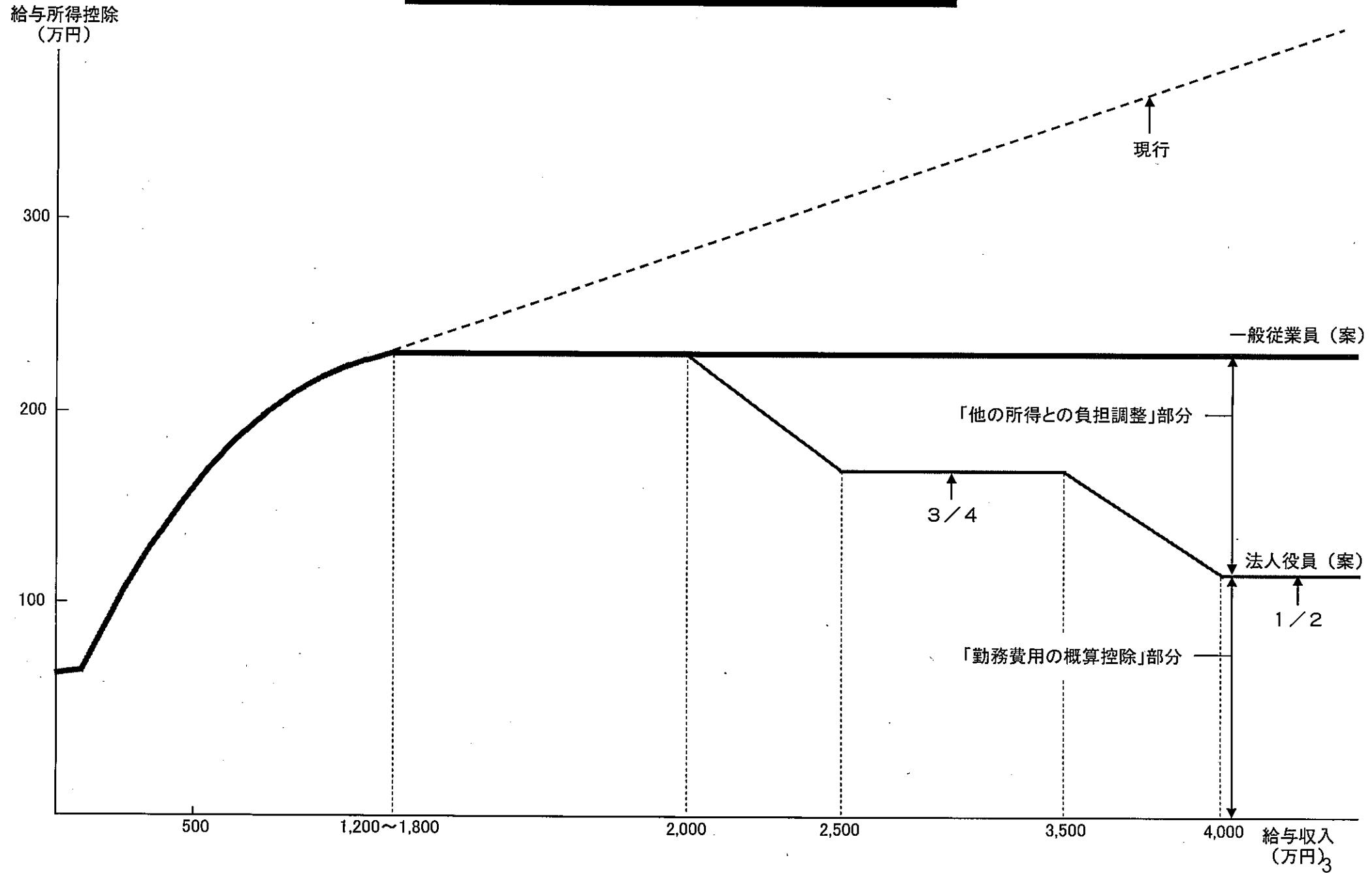
(注) 影響のある人数は、平成 22 年度予算ベースによる。同欄（ ）は、給与所得者（納税者）のうちに占める割合。

2. 役員給与に係る給与所得控除の上限設定（案）

- 役員の給与所得控除については、役員と一般従業員との法的地位や給与決定方法の相違、給与所得控除の性格を踏まえると、「他の所得との負担調整」部分は過大となっていると考えられる。
給与の格差拡大がみられる中、この点を適正化するため、高額な給与の役員については、原則として「勤務費用の概算控除」部分に限った上限を設定。
(注1) 給与所得控除には、「勤務費用の概算控除」部分と「他の所得との負担調整」部分があり、各々1/2であることを前提として制度化。
(注2) 役員の範囲は、法人税における役員給与に係る規定の及ぶ範囲と同じ。いわゆる指定職等の国家公務員等やそれと同様の職位の地方公務員等についても法人役員と同じ扱い。
- 以下、役員の給与水準ごとに、次のとおり上限設定。

給与水準	考え方
~2,000万円	・2,000万円は、平均役員報酬（資本金10億円以上、1,655万円）を相當に上回る水準。それまでの間は、役員でも一般従業員との差異は少ないとから、一般従業員と同じ控除を適用。
2,500万円	・大法人の平均役員報酬を上回る水準では、「他の所得との負担調整」を考慮する必要性が薄れしていくため、徐々に控除縮減。
3,500万円	・特別に高額な役員給与とはいえないことから、一般的の控除の3/4（「勤務費用の概算控除」部分+「他の所得との負担調整」部分の1/2）。
4,000万円~	・一般の控除の1/2（給与所得控除を「勤務費用の概算控除」部分に限る。）

給与所得控除の見直しのイメージ



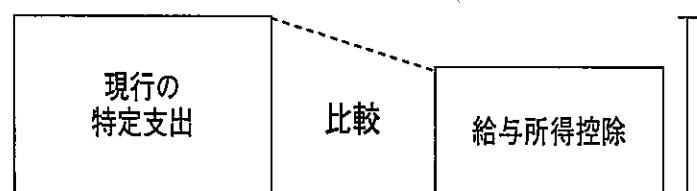
3. 特定支出控除の見直し（案）

○ 特定支出の追加

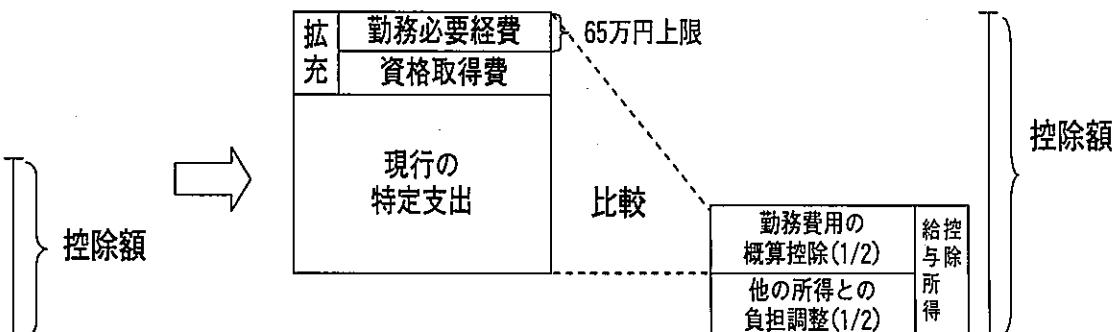
○資格取得費	現行法で対象外となっている弁護士、税理士、公認会計士、弁理士などの業務独占資格を加える。
○勤務必要経費（仮称）	以下の経費を特定支出に追加し、控除総額は合計 65 万円を上限する。
図書費	・職務と関連のある定期刊行物、専門書に限る。
衣服費	・職場で着用する衣服に限る。
交際費	・社会通念上、当該職務に通常必要な内容と金額に限る。
職務上の団体の経費	・学会費、社交団体等の会費。

○ 給与所得控除を「勤務費用の概算控除」部分と「他の所得との負担調整」部分に分け、各々 2 分の 1 と明確化した上で、特定支出の比較対象となる給与所得控除については、「勤務費用の概算控除」部分とする。

<現行>



<見直し案>



退職所得課税の見直し

【趣旨】

- 退職所得については、長期間にわたる給与が一時期にまとめて後払いされる性格から、累進緩和措置（2分の1課税）が採られているが、法人役員の退職慰労金については、比較的短い在任期間でも一般従業員に比べ高額となっており、また、一般従業員と比べ、役員の退職慰労金は自己決定度合が高いなど一般従業員の退職金とは相當に異なる事情にある。これを踏まえ、法人役員が短期で退職慰労金を受け取る場合、2分の1課税を見直す。

<平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（民主党税制改正PT）>

退職金については、給与の後払い的性格を考慮し担税力の観点から、退職所得控除額を控除した上で2分の1課税している。しかし、例えば天下りのように極めて短期間で高額な退職金を得る役員にまで、同様の措置を取る必然性は乏しく、見直しを求める。

【見直し案】

- 在任期間5年以内の場合に支払われる役員退職慰労金については、1／2課税を適用しない。

（注1）役員の範囲は、給与所得控除と同じ（公務員を含む。）

（注2）在任期間5年以内という要件は、役員の平均在任期間が7年程度であることを勘案。

成年扶養控除の見直し

【趣旨】

- 成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を勘案し、成年の扶養について一律に控除を認めている現行制度は見直すこととする。

<平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（民主党税制改正PT）>

成年扶養控除については多様なケースがあることを踏まえて、真に支援が必要な世帯については負担増にならないよう措置することを前提に縮減・圧縮すべきである。

成年扶養控除については、単純に廃止することは現実には働きたくても働けない人がいることについては配慮が必要である。そうした人については、本来歳出面で対応を行うべきであるが、世帯の担税力にも配慮する必要がある。

一方、経済的に余裕がある世帯については、扶養者に一定の負担を求めるこにより、外に出て働く事に躊躇する被扶養者たる子や親族に対して思い切って背中を押す契機にする、言わば、税による社会創造の観点から一定の効果があると考えられる。

【見直し案】

(1) 23～69歳の扶養親族のうち、以下の人にについては控除を存続。

- ① 心身の障害等の事情を抱える以下の扶養親族（特定成年扶養親族（仮称））
 - 障害者等（障害者控除制度の対象者）
 - 要介護・要支援認定者及びこれらの人の介護をしている生計を一にする扶養親族
 - 心身の状態により就労が困難な扶養親族
 - ・ 難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度の対象者、障害福祉サービスの受給者等
 - ・ 高額療養費制度の対象等となる高額な医療費がかかった扶養親族
 - ・ その年又は前年に長期（90日以上）にわたり入院・通院等をした扶養親族
- ② 学生（勤労学生控除制度の対象となる学校の学生。）

(2) 上記の他、納税者本人の所得水準が比較的低い場合には、被扶養者の事情にかかわらず、控除を存続。

その際の所得水準については、以下の2案が考えられるのではないか。

	合計所得金額 (給与収入金額)	考え方
案1	400万円 (568万円)	<ul style="list-style-type: none">・ 平均的な給与収入（パートを除く労働者の平均給与額478万円）を上回る額・ 合計所得400万円超の所得階層では、20代・30代の被扶養者が8割弱、特に20代の若者は6割となっていることを踏まえると、見直しの基本的考え方方に照らし、400万円超の階層では一律に控除を存続させる必要性に乏しい。
案2	500万円 (689万円)	<ul style="list-style-type: none">・ 平均的な給与収入（パートを除く労働者の平均給与額478万円）を相当に上回る額。・ 現行の寡婦（夫）控除の適用要件と同じ。・ 合計所得500万円超の所得階層では、20代・30代の被扶養者が8割超、特に20代の若者は7割弱。

成年扶養控除の見直しのイメージ

現行の成年扶養控除の適用がある納税者数（被扶養者数）
約470万人（約520万人）

	所得金額 (給与収入)	控除適用 対象人員	控除の対象から 外れる人数	控除の対象から 外れる人の割合	增收額試算 (所得税)
案1	400万円 (568万円) 以下	約360万人 (約400万人)	約110万人 (約120万人)	約23.2%	約900億円
案2	500万円 (689万円) 以下	約390万人 (約430万人)	約80万人 (約90万人)	約17.4%	約800億円

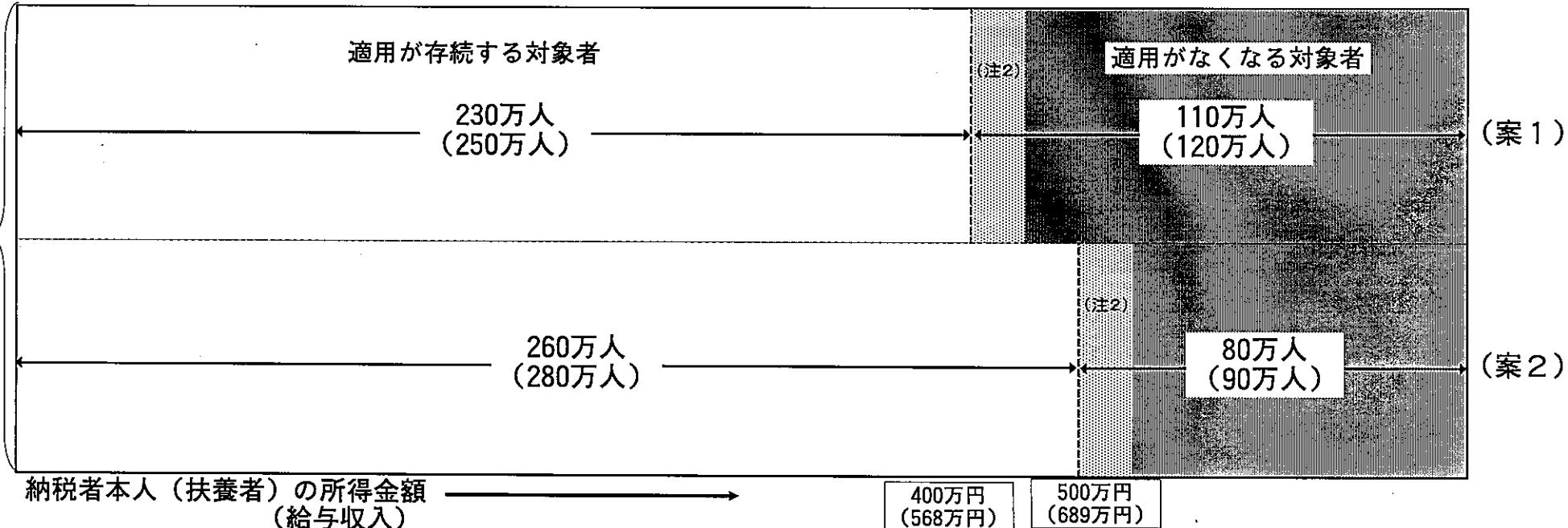
事情身を抱え害する等の人の

- 特定成年扶養親族（仮称） 90万人程度（100万人程度）
 - ・ 障害者等
 - ・ 要介護・要支援認定者及びこれらの人への介護をしている生計を一にする扶養親族
 - ・ 心身の状態により就労が困難な扶養親族
 - ① 難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度の対象者、障害福祉サービスの受給者等
 - ② 高額療養費制度の対象等となる高額な医療費がかかった扶養親族
 - ③ その年又は前年に長期（90日以上）にわたり入院・通院等をした扶養親族

学生

- 勤労学生控除制度の対象となる学校の学生 40万人程度（40万人程度）

その他の被扶養者



（注1）対象人員は、平成22年度予算ベースの納税者の人数（括弧内は被扶養者数）であり、控除の廃止により税額が影響を受ける人数である。扶養者数は、平均1.1人の被扶養者がいるものとして算出。計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

（注2）控除の適用がなくなることにより、税負担が急増しないよう、影響を緩和する調整措置。

配偶者控除の見直し

<厚生労働省からの提案（11月25日 税制調査会）>

(今後の方向性について)

- 雇用機会均等の理念や成年者は基本的に独立して生計を立てるべきとの考え方を踏まえ、配偶者控除（例えば高額所得者を対象）及び成年扶養控除（障害者等への配慮が必要）については、見直しの検討を行うこととしてはどうか。
- (子ども手当の上積みについて)
- 子ども手当の上積みのための必要な財源の確保を図る必要がある。
- 上記見直しに伴う財源については、「控除から手当へ」という衆院選マニフェストの趣旨を踏まえ、最終的に子ども手当の財源とすることとしてはどうか。

【趣旨】

- 納税者本人の所得が上昇するにつれて配偶者の就労割合が低下するという実態を踏まえ、所得再分配機能の回復の観点及び子育てを社会全体で支えていくという観点から、配偶者控除の適用対象を見直し。

【見直し案】

- 配偶者控除の存廃については、今後、引き続き議論することとする。
- 23年度改正においては、配偶者控除について所得制限を導入。

[11月25日 税制調査会において小宮山委員から提案された試算]

所得制限水準	影響を受ける人数	增收額試算（所得税）
合計所得1,000万円超 (給与収入1,231万円超)	約110万人 (8.0%)	約1,100億円

(注) 影響を受ける人数及び增收額試算は22年度予算ベースの数値であり、人数の括弧書きは、控除の制限により税額が影響を受ける人数（約1,330万人）に占める割合である。

<平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（民主党税制改正PT）>

配偶者控除については、本来ライフスタイルの選択に中立な税制にどう変えていくかが議論の出発点のはずであり、特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではない。課税単位を世帯単位、個人単位のいずれにしていくのかという個人所得課税の根本的な議論もあり、所得、資産、消費を含む税制抜本改革の議論の中できちんと検討していくべき課題であり、来年度改正については慎重な判断を求める。

配偶者控除は、「控除から手当へ」という理念の中で検討されてきた。しかしながら、子ども手当の対象となる子どものいない世帯においては見合いの給付がなく、特にすでに子育てを終え年金で暮らしている世帯を中心に納得が得られるかどうかということ、家事労働への評価など、多くの論点が残されている。

金融証券税制の見直し

<平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（民主党税制改正PT）>

所得再分配、総合取引所実現などの観点から、損益通算制度導入を前提に、上場株式等にかかる税率は本則税率化を検討すべきである。その際は一定額以下の取引を非課税とする日本版ISAを大幅拡充し、個人投資家の参加を促すことで、証券市場活性化を図るべきである。

ISAは昨年の税制改正大綱で本則化税率にあわせ導入するとしたところであり、デフレ脱却等の観点から軽減税率が継続される場合にはISA導入の時期も見直すべきである。その際には損益通算制度のためのシステム開発に一定の期間が必要であることにも留意した上で全体を判断すべきである。

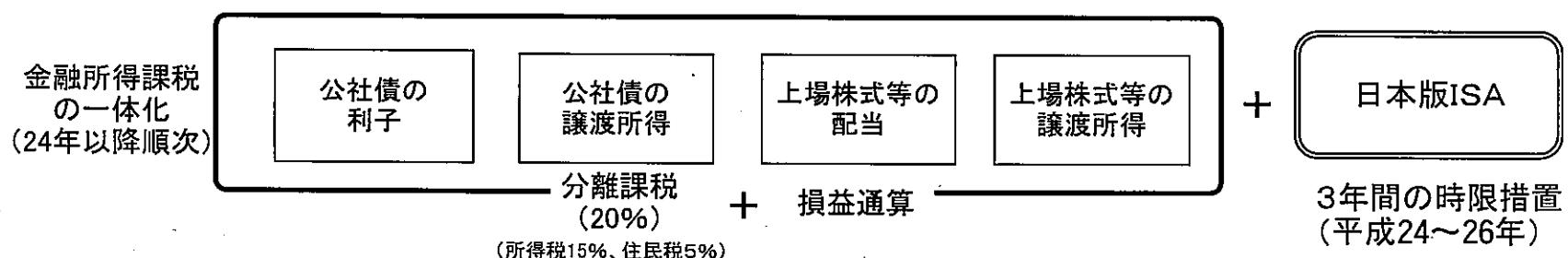
<国民新党 税制改正重点要望>

厳しい経済金融情勢に鑑み、景気回復を最優先で実現するために上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率を延長する。

【見直し案】

1. 金融所得課税の一体化

- (1) 上場株式等に係る配当・譲渡益の税率を20%本則税率とする。現行法は、平成24年1月から実施。
(2) 公社債・公社債投資信託の課税方式を以下のとおり見直し、上場株式等に係る配当・譲渡益との損益通算を可能とする。
① 一般の個人投資家の投資対象となる公社債（特定公社債）及び公募公社債投資信託について、20%分離課税とする。
② 割引債について、発行時の源泉徴収を廃止し、償還時の源泉徴収を行う。
③ 株式等に係る譲渡所得について、損益通算の対象となる上場株式等と対象とならない非上場株式等を別々の分離課税とした上で、特定公社債等と上場株式等の譲渡所得について、公社債利子・株式配当等との損益通算を行う。



2. 日本版ISA

軽減税率の廃止と合わせて平成24年1月から導入する日本版ISA（現行100万円×3年）について、拡充を検討。

3. 適正化

配当所得について総合課税の対象となる、大口株主等の要件について、現行の基準である発行済株式等の5%を見直し、会社法上、株主総会招集請求権や、役員解任の訴えの提起など、比較的強い事業参加性が認められる3%とする。

公社債、公社債投資信託に対する課税方式(案)

- 特定公社債及び公募公社債投資信託の利子・譲渡所得を20%申告分離課税とし、これらの所得間及び上場株式等との損益通算並びに損失の繰越控除(3年)を可能とする。
- 特定公社債及び公募公社債投資信託については、投資家の申告事務等に配慮し、特定口座での取扱いを可能とする。
- 特定公社債とは、国債、地方債、公募社債など、一般の個人投資家の投資対象となる公社債をいう。

	現 行	見直し案	
		特定公社債 公募公社債投資信託	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託
利子所得	20%源泉分離	20%申告分離 (申告不要可)	20%源泉分離
譲渡所得	非課税	20%申告分離	20%申告分離
損益通算 繰越控除	不 可	可 (特定公社債の利子・譲渡所得 上場株式等の配当・譲渡所得)	不 可
特定口座での取扱い	不 可	可	不 可

(注1)20%の税率は、所得税15%、住民税5%。

(注2)公共法人等、金融機関及び非居住者・外国法人が支払を受ける公社債等の利子については、その所有期間にかかわらず、源泉徴収を行わないこととする。

(注3)公社債等の利子について、税務署への支払調書の提出及び納税者への支払通知書の交付制度を整備する。また、公社債等の譲渡の対価について、税務署への支払調書制度を整備する。(いずれも提出省略基準なし。)

(注4)株式等の譲渡の対価等の支払調書については、提出省略限度額(現行:1回の譲渡ごとに提出する場合は30万円、年間の合計額で提出する場合は100万円)を撤廃する。

(注5)公社債等運用投資信託及び特定目的信託の社債的受益権についても、所要の改正を行う。

割引債に対する課税方式(案)

- 割引債の償還差益については、現行の18%源泉分離課税を廃止し、譲渡所得として20%申告分離により課税する。
- 偿還差益に対する発行時の源泉徴収を廃止し、原則として、償還時に源泉徴収する仕組みとする。
- 一般口座の割引債については、源泉徴収義務者が発行価額を把握できず償還差益を把握することができないため、みなし割引率を適用して源泉徴収を行う。
- 普通法人等については、割引債の償還差益に対して毎期法人税が課税されているため、源泉徴収は行わない。普通法人等以外の法人については、非収益事業に属する資産から生ずる収益に対しては法人税が課税されないため、引き続き源泉徴収を行う。この場合に、取得価額を管理する契約を金融機関と締結している場合には、実額の償還差益に対して源泉徴収を行う仕組みを導入する。

	現 行	見直し案		
償還金の受領者	個人・法人	個 人	普通法人等	普通法人等 以外の法人
課税方式	18%源泉分離課税 (雑所得)	20%申告分離課税 (譲渡所得)	—	—
源泉徴収	発行時	償還時	—	償還時
一般口座	償還差益×18%	償還金額(支払金額)×みなし割引率×20% 〔国15%、地方5%〕	—	個人と同じ (税率は国のみ15%)
源泉徴収口座	—	譲渡所得(償還差益)×20% 〔国15%、地方5%〕(申告不要可)	—	—
簡易申告口座	—	な し	—	—
取得価額管理契約を 締結したもの	—	—	—	償還差益×15% 〔国のみ〕

(注1)「みなし割引率」は、割引債の償還年限ごとに、国債の年限別の平均利回りを用いて算出した発行時の割引現在価値を基に設定する。

(注2)個人の一般口座で源泉徴収した税額は、確定申告の際に償還差益に係る所得税額から控除することとなる。

(注3)「普通法人等」とは、普通法人並びに法人税法別表に掲げる公共法人、公益法人及び協同組合等をいう。

(注4)非居住者・外国法人についても源泉徴収の対象とするほか、所要の改正を行う。